

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月14日現在

機関番号：34420

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830108

研究課題名（和文） 新自由主義と規律に関する比較社会学的研究

研究課題名（英文） A Comparative Sociological Study on Neoliberalism and Discipline

研究代表者

平井 秀幸 (HIRAI HIDEYUKI)

四天王寺大学・人文社会学部・講師

研究者番号：00611360

研究成果の概要（和文）：本研究は、従来結びつけられて考えられることの少なかった新自由主義と規律との関係性や現代における関係性の変容について検討するものである。薬物使用に対する統制のあり方を事例としてとりあげながら、歴史研究、国際比較、フィールドワークといった経験社会学の諸方法論を用いて研究にあたった。その結果「規律から管理へ」といった理解とは異なる「新自由主義的規律」の現在を位置づけることができた。

研究成果の概要（英文）：This study conducts an analysis on the change of relationships between neoliberalism and discipline which we have rarely related with each other. Several sociological methods such as historical analysis, international comparison, and empirical fieldwork are utilized in the study, focusing on control of drug users. As a result, an actuality of “neoliberal discipline,” which is totally different from the ordinary understanding such as “from discipline to control,” is clarified.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2012年度	1,300,000	390,000	1,690,000
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会科学、教育社会学

キーワード：新自由主義・規律・薬物

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、ポスト福祉国家化やポスト国民国家化／グローバル化が叫ばれる中で、新自由主義に関する研究が蓄積されてきた。また、1970年代以降、フーコーやイリチの議論に触発された批判的教育学によって、主に学校教育や病院、監獄等における規律に関する研究が展開されてきた。

しかし、両者の研究群は必ずしも互いに交差する形で進展してきたとは言い難い。むしろ、特に教育社会学の領域から提出された新自由主義と規律に関する研究では、両者は相

互対立的なものとして捉えられたと考えられる。

第一に、そこでは、規律は主に専門職・官僚制・国家権力等に由来する集権的社会化（従順な身体形成による規格化（権力の自動化）の達成）と捉えられ、福祉国家体制と強く結びつけられたがゆえに、ポスト福祉国家の時代である新自由主義下においては、規律は相対的に「後退」する、という前提が存在した（例えば、「福祉国家的規律訓練から新自由主義的空間管理へ」といった理解である。

第二に、そこでの関心は、主に新自由主義に“影響される”教育変動の研究（例えば、新自由主義の“結果”としての教育の市場化、学校選択制、個人化等の研究）や、新自由主義を“補完する”規律実践の研究（例えば、新自由主義に伴う国民統合の欠如を埋め合わせる新保守主義的道德教育や心理主義化の研究）へと向けられ、新自由主義的主体を形成するために積極的に動員される規律的教育実践（新自由主義的規律）の側面は相対的に看過されてきた。

その意味で、現代日本において、規律的諸実践を新自由主義と関連づけて理論化したり、新自由主義的な観点から動員される諸規律テクノロジーを批判的に分析するための視座を、われわれは決定的に、そして半ば確信犯的に欠いてきたと考えられよう。

しかし、こうした先行諸研究の前提や関心は妥当なものだったのだろうか。例えば、教育学者の世取山は、新自由主義的教育がカリキュラムの統制や標準化等の国家統制の強化と共振することを指摘しつつ、教育領域における新自由主義的規律の観察可能性について示唆しているし（佐貫浩・世取山洋介、2008、『新自由主義教育改革』大月書店）、教育学外部の社会学・犯罪学関連領域からは、後期フーコーの「統治性 (governmentality)」概念を援用しながら、現代においては、人口総体の予防的管理（環境設計による犯罪予防や、公衆衛生・健康増進的な予防医学）の上昇と同時に、犯罪者処遇や精神病患者治療等における個人への規律的諸実践も（「後退」するどころかむしろ）重要度を高めており、その意味で規律は新自由主義下においても重要な統治テクノロジーであり続けていることを示唆する知見がグローバルな規模で提出されつつある。

本研究では、こうした関心に基づき、規律的諸実践の現在とその変動を適切に把握するために、教育社会学をはじめとする規律分析において長く前提されてきた理論仮説を留保し、新自由主義的規律に対する経験的分析をふまえた全く新しい理論構築が企図される。

2. 研究の目的

上述の関心を有する本研究は、大きく分けて以下の三点の目的を有している。

第一に、経験的実証研究を志向し、そのための具体的対象として「薬物使用者処遇」に注目する点である。新自由主義的規律を実証的に分析するためには、それに適合的な経験的フィールドが求められる。薬物使用者処遇は、狭義の「教育」を超えて、刑罰、医学的治療、福祉的ケア、自助的ケア、といった近代が発達させてきた規律的統制テクノロジーが交差する極めて希有な形象であり、ポス

ト福祉国家化、新自由主義化する社会における規律の全体的変動過程を分析、理論化するための経験的フィールドとして最も適合的である。

第二に、日本とカナダを舞台とした新自由主義的規律の国際比較分析を実施する点である。そして、等しく近代化が進行し、90年代後半以降グローバル化と新自由主義化を経験した先進国でありながら、全く異なる規律システムを発達させている日本とカナダを比較することで、新自由主義化のインパクトを受け止める地域ごとの差異を分析することが可能となる。福祉国家期においても福祉レジームごとに規律のあり方は多様であったように、新自由主義的規律にも多様性が存在する可能性は極めて高い。

そして、第三に、経験的研究で得られた知見をもとに、新自由主義と規律に関する理論化を企図すると同時に、規律的諸実践に対する批判的検討も含めた政策提言を目指す点である。

特に第一の点は重要であろう。薬物使用者処遇においては、犯罪者処遇一般と同様に、厳罰化の時代において見られた社会復帰処遇の退潮がひと段落し、2000年代以降はむしろ「エビデンス・ベースド・プラクティス」に基づく社会復帰処遇の巻き返しともいえるべき状況が生起している。これはなにも「エビデンス・ベースド・プラクティス」が盛んに叫ばれている英語圏のみにあてはまる現象ではない。日本においても、矯正・更生保護領域における認知行動療法の導入に代表されるように、犯罪者処遇の教育化、そこで社会復帰・立ち直りへの注目の上昇、といった事態が見られるのである。本研究の目的は、規律的統制テクノロジーと新自由主義的合理性との理論的關係性を明らかにする点におかれるが、そうした観点からは上記薬物使用者処遇のグローバルな動向がどのような合理性と結びつきながら展開されたものなのか、についての経験的分析を課題として浮上させられると思われる。

いうまでもなくそれは広範かつ抽象化された課題であり、ポイントを絞った計画化が不可欠である。そこで、本研究では以下の四つの具体的作業課題を設定し、それを解明することを通して、上記目的の達成を目指す。

第一に、日本における地域レベルの様々な薬物処遇（リハビリ施設、保護観察、精神病院、自助グループなど）を対象としたフィールドワーク、インタビュー調査を実施することにより、様々なタイプの規律が折り重なりながら構成される、実践レベルの規律ネットワークの現在を経験的に明らかにする。具体的には、奈良地区をフィールドとする。

第二に、カナダにおける地域レベルの薬物処遇について、トロント地区をフィールドと

し、日本と同様の調査を実施したうえで、カナダの規律ネットワークの現在を明らかにする。

第三に、フィールドとなる奈良地区とトロント地区の薬物処遇の歴史について、おもに80年代以降の新自由主義化の進展との関連性を中心に歴史社会学的分析を行う。

第四に、第一から第三のプロジェクトによって得られた日本・カナダの規律的諸実践に関する共時的／通時的データを比較社会的に実証分析し、新自由主義的合理性によって実践される統治テクノロジーとしての規律の諸特徴を理論化する。

3. 研究の方法

第一に、奈良地区では民間の薬物依存症リハビリ施設を対象に、地域レベルで実践されている薬物使用者に対する規律的処遇のフィールド調査を実施した。フィールドとなった施設は、認知行動療法をはじめとした新自由主義的規律テクノロジーを日本でいち早く取り入れた先進的施設であり、本研究の主たる関心である新自由主義と規律の関係性を探るうえできわめて重要なフィールドといえる。具体的には、A、施設におけるミーティングを主体とした処遇実践を参与観察するとともに、スタッフ・メンバーへのインタビュー調査。B、施設と提携する全国各地の類似施設への訪問調査、を実施した。

第二に、カナダ・トロント地区を中心として、地域レベルで実践されている薬物使用者に対する規律的処遇のフィールド調査を実施した。調査フィールドとして選定されるのは、OASIS と呼ばれる施設処遇と社会内処遇のネットワークを担当する民間薬物回復施設である。OASIS は、日本のでフィールドとなった施設と同様に12ステップの回復プログラムを重視しつつも、職業訓練等の新たな教育的処遇を導入しており、それゆえに、トロント地区の規律的薬物処遇の実態と、日本とは異なる形のネットワークのあり方について理解を深めることができると考えられた。

第三に、奈良地区・トロント地区の規律的薬物処遇実践に関する歴史社会学的分析を行った。奈良地区に関しては、施設発行資料の収集・言説分析を実施するほか、スタッフへの回顧的インタビュー調査を実施した。トロント地区に関しては、当該エリアの薬物処遇ネットワークに関する文献調査を実施するほか、数名のキーパーソンへのインタビュー調査を実施した。

第四に、上述してきた三つのプロジェクトから得られた知見をまとめたうえで、日本とカナダの規律的諸実践に関する比較社会的分析を行った。ここでは、新自由主義的主体形成を志向する規律的实践が社会状況の

異なる二つの地区においてどのような共通性と差異性を有しながら発達しているのかについて、経験的データに基づいた理論化が企図された。

4. 研究成果

本研究の目的は、規律的統治テクノロジーと新自由主義的合理性との理論的關係性を明らかにする点におかれる。また、前述のように、そのための方法的な柱として、以下の四つが設定された。再度要約すれば、第一に、主として奈良地区を中心として、地域レベルで実践されている薬物使用者に対する規律的処遇のフィールド調査を実施すること、第二に、奈良地区・トロント地区の規律的薬物処遇実践に関する歴史社会学的分析を行うこと、第三に、カナダにおける地域レベルの薬物処遇について、トロント地区をフィールドとした調査を実施すること、第四に、昨年度と今年度で得られた日本・カナダの規律的諸実践に関する共時的／通時的データを比較社会的に実証分析し、新自由主義的合理性によって実践される統治テクノロジーとしての規律の諸特徴を理論化すること、である。以下では、本研究を通して得られた以上四点に関連した知見を概略的に記述する。

第一点目に関しては、主に奈良地域を活動エリアとする民間薬物依存回復施設を対象に、インテンシヴなフィールド調査を実施したほか、関係者に対するインタビュー調査を実施した。そこでは、奈良地区の薬物回復支援が、従来の伝統的な支援タイプとは異なり、治療共同体的セッティングを志向していることが明らかにされた。また、実務家や薬物使用当事者、研究者などで構成された研究会を組織し、そこでの活発な討議や研究発表を行った。

第二点目に関しては、奈良地区および全国各地の薬物依存処遇に関する歴史資料を収集し、分析した。特に、そこで収集された資料やインタビューデータなどを活用して、日本における民間の薬物依存回復施設の歴史をたどり、伝統的タイプと奈良地区等で見られる先進的動向との相違点に関する歴史社会学的分析を行った。そのほか、カナダ・トロントエリアにおける薬物依存回復施設への訪問調査とインタビュー調査、施設の歴史に関する資料収集調査を実施した。

第三点目に関しては、主に大トロント地域を活動エリアとする民間薬物依存回復施設を対象にしたフィールドデータをもとに、12ステップ型の回復組織でありながら、種々の新たな心理療法や職業訓練などを取り入れている日本とは異なるタイプの薬物支援のかたちが素描された。こうした知見は、実務家や薬物使用当事者、研究者などで構成された研究会での活発な討議や研究発表を通し

て精緻化された。

第四点目に関しては、まだ仮説段階に留まっているが、新自由主義的主体形成を志向する規律的实践が社会状況の異なる二つの地区においてどのような共通性と差異性を有しながら発達しているのかについて、経験的データに基づいた一定の理論化が図られた。重要な知見としては、現代日本の薬物統制の領域においても諸外国と同様の新自由主義的規律の上昇が認められるが、それは諸外国とは異なる背景と経路のもとで実現されたものである可能性が高い、ということである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 伊藤茂樹・仲野由佳理・平井秀幸、2012 「少年矯正の教育テクノロジー——SST (Social Skills Training) の導入過程からみる矯正「合理性」——」駒澤大学教育学研究論集 28 : 89-132、査読無
- ② 平井秀幸、2012 「<交渉>の留保——施設内成人薬物処遇実践における認知行動療法の導入——」四天王寺大学紀要 54 : 49-80、査読有
- ③ Down Moore and Hideyuki Hirai, 2012 “Exclus, simulateurs et partisans: les sujets responsables de la justice penale,” Deviance et Societe 36(3) : 291-309、査読有

[学会発表] (計1件)

- ① 平井秀幸、2012 「新自由主義的規律とその批判的検討に向けた試論」2012年度日本教育社会学会 (於同志社大学)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平井 秀幸 (HIRAI HIDEYUKI)
四天王寺大学・人文社会学部・講師
研究者番号 : 00611360